

(仮称) 富田林市こども計画 【骨子案】

令和7年8月
富田林市

はじめに

市長あいさつを掲載します。

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	3
5 住民の意見の反映と情報公開	3
6 近年の国の動向	4
第2章 本市のこども・若者・子育てをめぐる現状と課題	5
1 統計からみた現状	5
2 各種調査結果からみた現状	7
3 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の概要	7
第3章 基本理念と施策体系	8
1 基本理念	8
2 基本目標	8
3 施策体系	10
第4章 施策の展開	11
基本目標1 ライフステージに応じた健やかな育成の支援	11
基本目標2 すべての育成過程にわたる多様な支援の推進	12
基本目標3 子育て当事者へのきめ細かな支援の推進	13
第5章 量の見込みと確保方策	14
1 量の見込みの算出に当たって	14
2 就学前教育・保育の量の見込みと確保方策	14
3 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策	14
第6章 第2期子どもの貧困対策計画	15
1 子どもの貧困をめぐる社会背景	15
2 「子どもの生活に関する実態調査」を踏まえた今後の方向性	15
3 施策の展開	15
4 子どもの貧困対策に関する指標	15
第7章 計画の推進体制	16
1 子ども・子育て会議の開催	16
2 庁内体制の整備	16
3 地域における取り組みや活動の連携	16
4 P D C Aサイクルによる検証	16

資料.....	17
1 統計資料.....	17
2 各種調査結果の概要.....	18
3 富田林市子ども・子育て会議条例.....	20
4 富田林市子ども・子育て会議 委員名簿.....	22
5 計画策定の経緯.....	23

第1章 計画策定にあたって

1

計画策定の趣旨

更新

国では、令和5年4月に、子どもや若者に関する取り組みを進めていく上での包括的な基本法となる「子ども基本法」が施行され、同日、「子ども家庭庁」が設立されました。

同年12月には「子ども大綱」が閣議決定され、常に子ども・若者の最善の利益を考え、その取り組みと政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現をめざす取り組みが進められています。子ども基本法の施行に伴い、国の「子ども大綱」や「都道府県こども計画」を勘案した「市町村こども計画」の策定が努力義務化されました。

こうした中、本市では令和5年に「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、富田林版「こどもまんなか社会」の実現に向けた、子ども・子育て支援策の着実な実行をめざしています。

また、令和7年3月に「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育所・幼稚園、子ども・子育て支援事業などの利用量の見込みとその提供体制の確保方策を定めるとともに、次世代育成支援施策の継承・発展の方向を位置づけました。

さらに、令和8年3月には、「富田林市子どもの権利条例」を制定し、市民全体で子どもの権利を理解し尊重する、子ども一人ひとりの成長を守り、子どもと一緒に、子どもの最善の利益を優先する社会の実現をめざします。

このような状況を受け、国の「子ども大綱」や府の「大阪府子ども計画」を勘案しつつ、「富田林市子どもの権利条例」の制定とあわせて、本市では、「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」を再編・包含した「富田林市こども計画」（以下、本計画という。）を策定します。本計画に基づき、子ども・若者や子育てをしている保護者や養育者、関係機関の意見を踏まえながら、子どもの権利の尊重、子ども・若者・子育て支援に関する施策を総合的かつ継続的に支援していきます。

2

計画の位置づけ

更新

本計画は、こども・若者・子育て支援についての総合的な計画として策定するものであり、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として位置づけます。

また、本計画は、以下の計画と一体的に策定するとともに、市の総合計画等の上位計画及び関連計画と整合性のとれた内容とします。令和6年度末に策定した「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」を再編・包含するとともに、令和7年度に制定した「富田林市子どもの権利条例」を理念に掲げることで、こども施策の一体的な運用につなげます。

- ◎市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）
- ◎市町村における子どもの貧困対策計画（子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項）
- ◎市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）
- ◎市町村次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- ◎ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）
- ◎…「こども計画」として策定するには必須となる計画
- …包含は任意となる計画

3

計画の期間

更新

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4か年です。

令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とする「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」を編入することから、両計画の整合性と一体的な推進を図るため、4か年の期間設定としています。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画					第3期 富田林市子ども・子育て支援事業計画				
					再編・包含 ↓ 富田林市こども計画				

4

計画の対象

更新

こども基本法第2条において、特定の年齢で必要なサポートが途切れないように、「『こども』とは、心身の発達の過程にある者をいう。」と定義されています。また、富田林市こどもの権利条例第2条において、「こども 18歳未満の者およびこれらの者と等しく権利を認められることが適当な者」と述べられています。

上記の考え方に基づき、本計画では、妊娠期から乳幼児期を経て青年期に至るまでの、心身の発達の過程にあるこども・若者とその家庭を対象とします。

また、本計画では、根拠法である「こども基本法」に則り、原則として「こども」表記を用います。ただし、「子ども・子育て支援法」等、法律等の規定で漢字が使用されている場合、その規定に基づき表記します。

5

住民の意見の反映と情報公開

更新

本計画は、市民の意見の反映と策定過程の情報公開のため、次の点をふまえて策定しました。

- (1) 「子ども・子育て会議」の開催
- (2) 「子育て支援に関するニーズ調査」の活用
- (3) 「若者の生活や意識に関するアンケート調査」の実施
- (4) 「子どもの権利条例に係る各種調査」の活用
- (5) パブリックコメントの実施

「子ども・子育て会議」の開催、「子育て支援に関するニーズ調査」の活用、「若者の生活や意識に関するアンケート調査」の実施、「子どもの権利条例に係る各種調査」の活用、パブリックコメントの実施を通じて、市民の意見を反映する旨を記載。

6

近年の国の動向

平成27年の子ども・子育て新制度の施行以降、相談支援体制の充実を図るための「子育て世代包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」の設置など、様々な制度改革が行われてきました。令和5年のこども基本法の施行を受け、「こども大綱」「こども未来戦略」が策定されるとともに、「市町村こども家庭センター」(※)設置の努力義務化など新たな制度も創設されています。

平成27年	○子ども・子育て支援法の施行 (子ども・子育て新制度の創設、「市町村第1期子ども・子育て支援事業計画」の策定)
平成28年	○「子供・若者育成支援推進大綱」(第2次)の策定
平成29年	○改正児童福祉法等の施行 (「市町村母子健康包括支援センター」(平成30年から「市町村子育て世代包括支援センター」)、「市町村子ども家庭総合支援拠点」の制度化(令和6年に「市町村こども家庭センター」に一本化))
令和元年	○子ども・子育て支援法改正 (幼稚教育・保育の無償化の実施、「市町村第2期子ども・子育て支援事業計画」の策定) ○成育基本法の施行 ○「子供の貧困対策に関する大綱」の策定
令和2～4年	○コロナ禍による幼稚園・保育所等・学校、地域のサービス等への影響
令和3年	○「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定 (「こどもまんなか社会」の実現をめざす) ○「子供・若者育成支援推進大綱」(第3次)の策定 ○成育医療等基本方針の閣議決定
令和5年	○こども基本法施行、こども家庭庁創設 ○「こども大綱」の閣議決定 (従来の国の「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ねた、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める大綱) ○「こども未来戦略」の閣議決定 (「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」の3つを柱に重点的に国が進めしていく戦略)
令和6年	○改正児童福祉法等の施行 (「市町村こども家庭センター」「地域子育て相談機関」「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の制度化) ○国の「こどもまんなか実行計画2024」の策定 ○子ども・子育て支援法等の一部改正法の施行 (すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充(「こども誰でも通園制度」等)、医療保険者から納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」の創設など) ○改正子どもの貧困対策法の施行 (現在の貧困の解消だけでなく、将来の貧困を防ぐことをめざすことなど)

(※) 市町村こども家庭センター：市町村において、すべての妊娠婦、子育て世帯、こどもを対象に、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う新たな機関。大阪府内での児童相談所を表す府こども家庭センターとは異なるもの。

第2章 本市のこども・若者・子育てをめぐる現状と課題

1 統計からみた現状

統計資料からみた本市の現状を取りまとめています。詳細なデータは資料編にて記載しており、本編では概要をまとめています。

(1) 地域の現状

【掲載項目（資料 「1 統計資料」P17より）】

※下記から一部抜粋予定。

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 人口の推移（推計） | (4) 人口動態（自然動態と社会動態）の推移 |
| (2) 人口構造 | |

(2) こども・若者の現状

【掲載項目（資料 「1 統計資料」P17~18より）】

※下記から一部抜粋予定。

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 人口の推移（推計） | (9) 幼稚園、保育所等の状況 |
| (3) 出生の状況 | (10) 小中学校の状況 |
| (5) 婚姻の状況 | (11) その他こどもを取り巻く状況 |

(3) 子育て家庭の現状

【掲載項目（資料 「1 統計資料」P17~18より）】

※下記から一部抜粋予定。

- | | |
|----------|--------------------|
| (6) 家族形態 | (8) ひとり親世帯の状況 |
| (7) 就業状況 | (11) その他こどもを取り巻く状況 |

出生数

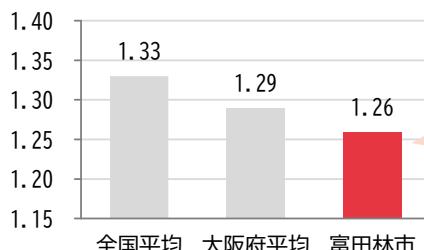
657人

令和元年

579人

令和5年

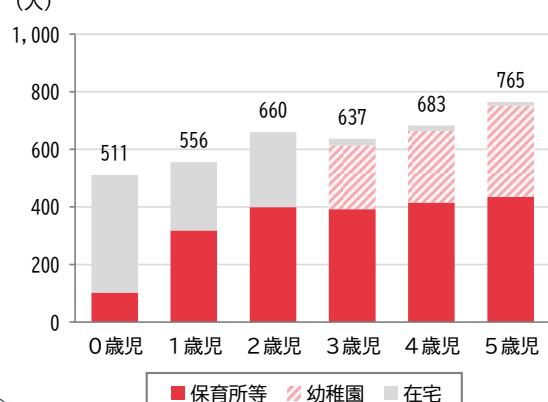
合計特殊出生率（平成30年～令和4年）



府内市町村
32位
43位



幼稚園、保育所等の利用人数（令和7年）



グラフ・レイアウトイメージ
を一部掲載

統計からみた現状 総括

総括の文章イメージ

- 若年層の婚姻率の低さと晩婚化が、出生数減少の一因と推測されます。
- 出産・育児期の就業率の低さや保育所等の需要から、子育てと就労の両立が課題と考えられます。
- 核家族化の進行により、地域や家族内での子育て支援力が低下している可能性があります。
- 外国人の若者やひとり親世帯など、多様化する世帯への支援体制の充実が求められます。

2 各種調査結果からみた現状

更新

子どもの権利条例のアンケートやワークショップ、子育て支援に関するニーズ調査や若者の生活や意識に関するアンケート調査の内容からわかる現状を記載。

3 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況の概要

更新

子ども・子育て支援事業計画の評価（施策、量の見込みと確保方策、子どもの貧困対策計画）の概要。

第3章 基本理念と施策体系

更新

1

基本理念

子どもの権利条例の理念を引用（現在制定中）。

2

基本目標

子ども基本法に基づく「こどもまんなか社会」の実現に向け、3つの基本目標を設定。

子どもの権利条例について記載。（素案で加筆予定）

子ども基本法が制定され、「すべての子どもの権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる『こどもまんなか社会』の実現」がうたわれるとともに、ライフステージに応じて、大人になるまで切れ目なく健やかな成長をサポートするまちづくりが要請されています。

このため、本計画においては、国の「こども大綱」や「大阪府こども計画」の施策の方向もふまえながら、以下の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 ライフステージに応じた健やかな成育の支援

妊娠・出産期から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期と、子どもの成育過程では、様々な困難を乗り越えることが求められます。保護者にとっても、子育て期は、大きな不安を抱える毎日です。その一方、子どもが様々な遊びや学び、体験を通じて成長し、社会走出去いくことは、関わるすべての人々の喜びであり、財産です。

このため、安全・安心な妊娠・出産、乳幼児の健やかな成長、地域の特性を活かした地域と共に育つ教育・保育、若者の活躍支援など、年齢・発達段階に応じた切れ目のない支援を進めます。

〔主要施策〕

1 妊娠・出産・乳幼児期の支援

2 学童期・思春期・青年期の支援

※「就学前教育・保育の推進」を含む

基本目標2 すべての成育過程にわたる多様な支援の推進

子ども・若者や子育て家庭は、事故や犯罪、災害に対して弱い立場にあるとともに、生活困窮や障がい、ヤングケアラーなど、生活上の課題を抱える子ども・若者・家庭も少なくなく、虐待など、権利が侵害される状況も発生しています。

すべての子ども・若者の権利が守られ、安全・安心に暮らしていけるよう、権利擁護体制の強化や地域医療の確保、健康を支える食育の推進を図るとともに、地域コミュニティの協力を得ながら、多様な課題を抱える子ども・若者や子育て家庭へのセーフティネットとして、分野横断的な支援を推進していきます。

〔主要施策〕

- 3 権利擁護と課題を抱える子ども・若者への支援 4 安全・安心な暮らしの確保

基本目標3 子育て当事者へのきめ細かな支援の推進

今日の子育ては、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣の人からの支援、協力を得ることも難しい状況があります。また、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識は依然解消されておらず、ひとり親家庭の仕事と子育ての両立も非常に困難な状況となっています。

こうした子育ての課題を少しでも解消できるよう、経済的支援をはじめ、必要な制度・サービスを的確に活用できるよう、きめ細かな相談支援を推進します。また、子育てにやさしい社会づくりの意識啓発や環境整備に努めます。

〔主要施策〕

- 5 きめ細かな相談支援の推進 6 子育てにやさしい社会づくり

3

施策体系

3つの基本目標、6つの主要施策、●の個別施策を記載。※若者・少子化対策の関係性

本計画では、以下のとおり、3つの基本目標、6つの主要施策、●の個別施策を掲げます。

基本目標		主要施策		個別施策	
1 ライフステージに応じた健やかな成育の支援	1 妊娠・出産・乳幼児期の支援	1 妊娠・出産・乳幼児期の支援	1	妊娠・出産期の健康づくりの推進	
			2	乳幼児期の健康づくりの推進	
			3	療育・発達支援の推進	
			4	就学前教育・保育の推進	
			5	地域子ども・子育て支援の推進	
	2 学童期・思春期・青年期の支援	2 学童期・思春期・青年期の支援	6	地域とともに歩む学校教育の推進	
			7	子ども・若者の居場所づくり	
			8	青少年健全育成と若者の活躍支援	
			9	子どもの権利を守る制度の確立	
			10	要保護児童対策の推進	
2 すべての成育過程にわたる多様な支援の推進	3 権利擁護と課題を抱えるこども・若者への支援	3 権利擁護と課題を抱えるこども・若者への支援	11	障がいのある子どもへの支援の充実	
			12	子どもの貧困対策の推進	
			13	複合課題のある家庭の支援	
			14	安全・安心なまちづくりの推進	
			15	安心医療の確保	
	4 安全・安心な暮らしの確保	4 安全・安心な暮らしの確保	16	食育の推進	
			17	包括的な相談支援の推進	
			18	経済的負担の軽減	
3 子育て当事者へのきめ細かな支援の推進	5 きめ細かな相談支援の推進	5 きめ細かな相談支援の推進	19	仕事と家庭の調和に向けた支援	
			20	ひとり親家庭への支援の推進	
	6 子育てにやさしい社会づくり	6 子育てにやさしい社会づくり	21	快適な生活環境の確保	

第4章 施策の展開

更新

基本目標 1

ライフステージに応じた健やかな育成の支援



主要施策1 妊娠・出産・乳幼児期の支援

妊娠・出産・乳幼児期の支援として、医療機関等と連携しながら、包括的な健康づくり支援を進めるとともに、発育・発達上の課題を早期に発見し、適切な療育・発達支援につなげていきます。また、保育所・幼稚園・認定こども園での教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めます。

個別施策1 妊娠・出産期の健康づくりの推進

個別施策2 乳幼児期の健康づくりの推進

個別施策3 療育・発達支援の推進

個別施策4 就学前教育・保育の推進

個別施策5 地域子ども・子育て支援の推進

こども大綱の施策表記にならない、「思春期」を追記しました。

※思春期を含めた子ども・若者の居場所づくりや社会参画、結婚支援、就労支援等の施策を追加予定

主要施策2 学童期・思春期・青年期の支援

学童期・思春期・青年期の支援として、各小中学校において、家庭・学校・地域が連携し、地域ぐるみで、生きる力を育む教育を推進するとともに、保護者の就業状態を問わず、すべての小学生の放課後の居場所の確保を図ります。また、青少年・若者の地域社会とのつながりづくりを進め、青少年・若者をめぐる諸課題の解決にもつなげていきます。

個別施策6 地域とともに歩む学校教育の推進

個別施策7 子ども・若者の居場所づくり

個別施策8 青少年健全育成と若者の活躍支援

こども大綱をもとに、関連する指標を
設定予定

基本目標 2



すべての育成過程にわたる多様な支援の推進

主要施策3 権利擁護と課題を抱えるこども・若者への支援

権利擁護と課題を抱えるこども・若者への支援に向け、子どもの権利を守る制度の確立に努めるとともに、要保護児童対策、障がい福祉施策、「インクルーシブ教育・保育」の理念をふまえた特別支援教育・障がい児保育、子どもの貧困対策、ヤングケアラー支援、日本語がわからないこども・若者や家庭への支援などを総合的に進めます。

個別施策9 子どもの権利を守る制度の確立

個別施策10 要保護児童対策の推進

個別施策11 障がいのある子どもへの支援の充実

個別施策12 子どもの貧困対策の推進

個別施策13 複合課題のある家庭の支援

「こども」だけでなく「若者」も権利の主体であるため、こども大綱の表記にならない、「若者」を追記しました。
※子どもの権利についての施策を、子どもの権利条例等を勘案し更新予定

主要施策4 安全・安心な暮らしの確保

こども・若者や子育て家庭が事件や事故に巻き込まれず、大規模災害等が起こっても生命・身体・財産を守れるよう、防犯・交通安全の推進、危機管理対策の推進を図ります。

また、産科や小児科の地域医療体制の確保を図るとともに、健やかな成育の基礎となる「食」に興味を持ち、望ましい食習慣を送ることができるよう、食育を推進します。

個別施策14 安全・安心なまちづくりの推進

個別施策15 安心医療の確保

個別施策16 食育の推進

こども大綱をもとに、関連する指標を
設定予定

基本目標 3



子育て当事者へのきめ細かな支援の推進

主要施策5 きめ細かな相談支援の推進

命を育み、成長を促す子育ての営みは、日々、不安の連続です。妊娠期から大人になるまで、適切な時期に、必要な支援を受けながら、自信を持って子育てを行い、子どもが健やかに成長できるよう、関係者・関係機関が連携し、寄り添う相談支援を推進します。

個別施策17 包括的な相談支援の推進

個別施策18 経済的負担の軽減

主要施策6 子育てにやさしい社会づくり

子育てにやさしい社会づくりに向けて、子育て家庭の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」への支援を進めるとともに、ひとり親家庭が困難を抱えながらも仕事と子育てを両立させ、前向きに生活ができるよう、支援を進めます。

また、子どもたちが元気に屋外遊びを行い、親子連れで安全に外出できるよう、公園など、公共空間の魅力づくりや危険回避措置の実施に努めます。

個別施策19 仕事と家庭の調和に向けた支援

個別施策20 ひとり親家庭への支援の推進

個別施策21 快適な生活環境の確保

※詳細は、関係各課の照会、協議を経て、素案で反映

第5章 量の見込みと確保方策

1 量の見込みの算出に当たって

市全域を教育・保育提供区域（1区域）とするが、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）は各小学校区単位で設定。保育園、幼稚園、認定こども園などの事業内容を定義。

2 就学前教育・保育の量の見込みと確保方策

更新

「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」の区分を説明。令和5年度の認定区分ごと・年齢ごとの利用人数を提示。令和5年度末の待機児童数と、計画期間中に通年での待機児童解消を段階的に進める旨を記載。

原則は第3期子ども・子育て支援事業計画の数値をそのまま採用し、踏襲する（令和6年度の見込み値を実績値に修正するかは要検討）。

3 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策

18種類の「地域子ども・子育て支援事業」について、それぞれの事業概要、方向性、量の見込みと確保方策を記載。

原則は第3期子ども・子育て支援事業計画の数値をそのまま採用し、踏襲する（令和6年度の見込み値を実績値に修正するかは要検討）。

第6章 第2期子どもの貧困対策計画

1

子どもの貧困をめぐる社会背景

「子どもの貧困対策法」の施行や市町村計画の策定の努力義務化等の社会背景の記載。

2

「子どもの生活に関する実態調査」を踏まえた今後の方向性

第3期計画掲載”「子どもの生活に関する実態調査」の結果概要”の総括（方向性）を記載。
(数値・グラフ関係は資料編へ記載。)

3

施策の展開

更新

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の支援
- (3) 保護者に対する就労の支援
- (4) 経済的支援

※詳細は関係各課と協議中。

4

子どもの貧困対策に関する指標

更新

国の大綱に示された指標のうち、本市の数値が示せるものについては、子どもの貧困対策に関する指標として記載。

第7章 計画の推進体制

1

子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援に係る全般的な協議及び情報共有と、計画の進捗状況の確認・評価・見直しなどのために、定期的に子ども・子育て会議を開催する旨を記載。

2

庁内体制の整備

こども政策課を中心に、子育て支援に関わる関係部局が連携・協力できるように、庁内横断的な体制の構築について記載。

3

地域における取り組みや活動の連携

地域のあらゆる関係機関と連携した、社会全体で子どもの育ちを応援する地域環境整備、計画の理念や内容についての広報・啓発等について記載。

4

P D C A サイクルによる検証

更新

数値目標や評価指標を関係各課で定期的に検証。

子どもの権利条例 第6章「条例の推進」を引用し、加筆（子どもの参加機会）。

資料

更新

1

統計資料

(1) 人口の推移

- ◆年齢3区分別人口の推移（令和2年～令和7年）
- ◆年齢3区分別人口推計（令和7年度～令和11年度）
- ◆外国人人口の推移（令和2年～令和7年）

(2) 人口構造

- ◆人口ピラミッド（5歳階級別）（令和7年4月1日時点）

(3) 出生の状況

- ◆出生数と出生率の推移（令和元年～令和6年）
- ◆府内市町村の合計特殊出生率の比較（平成30年～令和4年の合計）

(4) 人口動態（自然動態と社会動態）の推移

- ◆自然動態と社会動態（令和元年～令和6年）
- ◆令和6年 転入と転出の比較（5歳階級別）

(5) 婚姻の状況

- ◆男女別・年齢別の婚姻率（令和2年）

(6) 家族形態

- ◆世帯数及び一世帯当たりの人員（平成12年～令和2年）
- ◆世帯構成の推移（平成12年～令和2年）

(7) 就業状況

- ◆男女就業率（5歳階級別）（令和2年と平成27年）

(8) ひとり親世帯の状況

- ◆ひとり親世帯数（平成12年～令和2年）
- ◆児童扶養手当受給者の状況（令和元年度～令和6年度）

（9）幼稚園、保育所等の状況

- ◆幼稚園、保育所等の利用人数の年齢別分布（令和7年）

（10）小中学校の状況

- ◆市立小学校の児童数の推移（令和2年～令和7年）
- ◆市立中学校の生徒数の推移（令和2年～令和7年）
- ◆放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の利用児童数の推移（令和2年～令和7年）

（11）その他こどもを取り巻く状況

- ◆生活保護世帯の状況（令和元年度～令和6年度）
- ◆就学援助認定の状況（令和元年度～令和6年度）
- ◆子ども家庭支援相談員（令和元年度～令和6年度）

2

各種調査結果の概要

（1）子育て支援に関するニーズ調査

- ①母親・父親の子育ての役割分担
- ②こどもをみてもらえる親族・知人の有無
- ③母親の就労状況
- ④幼稚園・保育所等の利用意向
- ⑤ひとり親家庭への支援
- ⑥今後、充実を図ってほしい子育て支援施策

（2）子どもの生活に関する実態調査

- ①困窮度
- ②世帯別に見た家計の状況（経済状況）
- ③困窮度別にみた就学援助の利用状況（家庭状況）
- ④世帯構成別にみた就労状況（雇用）
- ⑤困窮度別にみた朝食の頻度（健康）
- ⑥困窮度別に見た家庭での勉強時間（学習）
- ⑦ヤングケアラーの状況（対人関係）

(3) 若者・少子化関連アンケート調査

- ①自分自身についての考え方や思い
- ②居場所や人とのかかわり
- ③悩みや心配ごとの相談について
- ④結婚・出産の意向と必要な支援
- ⑤これからの若者のために充実すべき施策

(4) 子どもの権利に関するアンケート調査

- ①子どもの権利の認知度
- ②子どもの状況（自己肯定感・幸福度）
- ③子どもの意見の尊重
- ④相談について
- ⑤市への希望

(5) こどもワークショップ

- ①関心がある権利について
- ②大事にしたい権利について
- ③理想のまちについて

(6) こどもへのヒアリング

(7) 関係団体等アンケート調査

- ①子どもを取り巻く状況
- ②連携の現状と課題

(8) 関係団体等ヒアリング調査

- ①団体間の連携強化とさらなる情報共有の重要性
- ②「はざま」にあるこどもへの支援
- ③こどもを支える大人・支援団体へのサポート

3

富田林市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 1 日
条例第 29 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 72 条第 1 項及びこども基本法（令和 4 年法律第 77 号。以下「基本法」という。）第 13 条第 3 項の規定に基づき、富田林市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 基本法第 10 条第 2 項の規定による計画の策定及び変更に関する事項について調査審議すること。
- (2) 支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、こども施策の推進に関し必要な事項を審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、次に掲げる者のうちから、委員 20 人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) おおむね 16 歳から 30 歳までの若者
- (6) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が任命する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていない場合は、市長が行う。

2 子育て会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ当該議事に関する会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、こども政策担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（令和5年条例第2号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

4

富田林市子ども・子育て会議 委員名簿

(委嘱期間：令和7年6月1日～令和9年3月31日)

※令和8年4月1日に再選予定

◎会長 ○副会長 (敬称略)

条例上の区分		氏名	所属等
1号	学識経験のある者	◎恒川 直樹	大阪常磐会大学短期大学部乳幼児教育学科教授
		○峯 恭子	大阪大谷大学教育学部教授
		向 晃佑	大阪大谷大学教育学部講師
2号	関係団体の推薦を受けた者	吉田 美代子	民生委員児童委員協議会
		福田 毅	富田林医師会
3号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	重野 文子	市立保育園（金剛東保育園長）
		古村 勝俊	市立幼稚園（喜志幼稚園長）
		岩片 啓子	市立小学校（大伴小学校長）
		中村 恵美	私立保育園（梅の里こども園長）
		竹田 和彦	私立幼稚園（東金剛幼稚園長）
		平山 文	富田林子ども家庭センター
		廣崎 祥子	NPO 法人ふらっとスペース金剛 代表理事
		岩井 聰子	NPO 法人ネットワークすこやか 理事
4号	子どもの保護者	岡野 幸代	公募の市民
		松田 瞳美	公募の市民
		北谷 綾乃	保護者
		北代 春賀	保護者
		井尾 かおり	P T A連絡協議会
5号	おおむね 16 歳から 30 歳までの若者	高見 咲妃	若者会議OB・OG
		安部 優駿	若者会議OB・OG

5

計画策定の経緯

年	月日	内容
令和7年	6月30日	<p>令和7年度 第1回富田林市子ども・子育て会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て会議について ・(仮称) 富田林市こども計画の策定について ・若者・少子化関連アンケート調査について ・富田林市こどもの権利条例の制定について ・富田林市立幼稚園・保育所のあり方基本方針【認定こども園化計画】(骨子案)について
	7月31日～8月15日	若者・少子化アンケート調査の実施

(仮称) 富田林市こども計画

令和8年3月

発行：富田林市

企画・編集 富田林市 こども未来部 こども政策課

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1-1

電話：0721-25-1000（代表）